## 建設工事入札参加業者 各位

### ほ装工事での最低制限価格変動制試行について

最低制限価格変動制試行については土木一式工事の一部で実施していますが ,ほ装工事についても試行しますのでよろしくお願いします。

記

- 1.試行案件
  - (1)予定価格 5 0 0 0 万円以上のほ装工事の一部 9月18日公告から
  - (2)予定価格1000万円以上5000万円未満のほ装工事の一部 10月から実施
- 2.変動制の実施方法

土木一式工事での実施方法(別紙)と同様です。

各 位

# 最低制限価格変動制の設定再改正について

次のとおり、最低制限価格の変動制の設定を再改正し、試行します。

#### 改正理由

最低制限価格の変動制については,11月発注分より設定を改正した結果,一定の成果を得られましたが,より適正な入札制度となるように,次のとおり再改正することにしました。

### 改正内容

1 変動制の算定対象から次の合計額未満の入札を外します。

- 2 変動割合の設定率を98%(前回の改正時と同じ)
- 3 適正な施工体制を確保するために工事費内訳書における数値的失格基準を 設定します。

入札時に提出いただく工事費内訳書を確認し,次の項目に1つでも該当 した場合は落札候補者を失格とし,次順位者を落札候補者とする。

設計額における直接工事費の95%(前回改正時 95%)

" 共通仮設費の95%(前回改正時 70%)

" 現場管理費の60%(前回改正時 50%)

" 一般管理費の25%(前回改正時 20%)

4 試行案件 1月31日公告案件から当面の間,試行します。